

2022年2月8日

厚生労働省医政局長
伊原 和人 殿



日本病院団体協議会	議長	齊藤 正身
一般社団法人国立大学病院長会議	会長	横手 幸太郎
独立行政法人国立病院機構	理事長	楠岡 英雄
一般社団法人全国公私病院連盟	会長	邊見 公雄
公益社団法人全国自治体病院協議会	会長	小熊 豊
公益社団法人全日本病院協会	会長	猪口 雄二
独立行政法人地域医療機能推進機構	理事長	尾身 茂
一般社団法人地域包括ケア病棟協会	会長	仲井 培雄
一般社団法人日本医療法人協会	会長	加納 繁照
一般社団法人日本社会医療法人協議会	会長	西澤 寛俊
一般社団法人日本私立医科大学協会	参与	小山 信彌
公益社団法人日本精神科病院協会	会長	山崎 學
一般社団法人日本病院会	会長	相澤 孝夫
一般社団法人日本慢性期医療協会	会長	武久 洋三
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会	会長	齊藤 正身
独立行政法人労働者健康安全機構	理事長	有賀 徹
一般社団法人日本病院薬剤師会	会長	木平 健治



看護職員等処遇改善事業補助金の対象職種に薬剤師を追加することについて（要望）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に交付することとされました。

賃金改善の対象となる職種は、看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）とされ、医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善に充てることが可能とされています。

病院は新型コロナウイルス感染症にチーム医療で対応しており、すべての職種が関わっています。しかしながら、「看護職員等処遇改善事業補助金に関するQ&A（第2版）」では、「医師、歯科医師、薬剤師については、本補助金による処遇改善の対象に加えることはできません。」とされています。

医療経済実態調査における一般病院全体の薬剤師の平均給与（月換算）は45.8万円（*）であり、看護職員の42.2万円と比較して、金額に大きな差はありません。

つきましては、賃金改善の対象となる職種に薬剤師も加えていただくことを要望いたします。

*第23回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告 令和3年実施（中医協令和3年11月）資料より算出